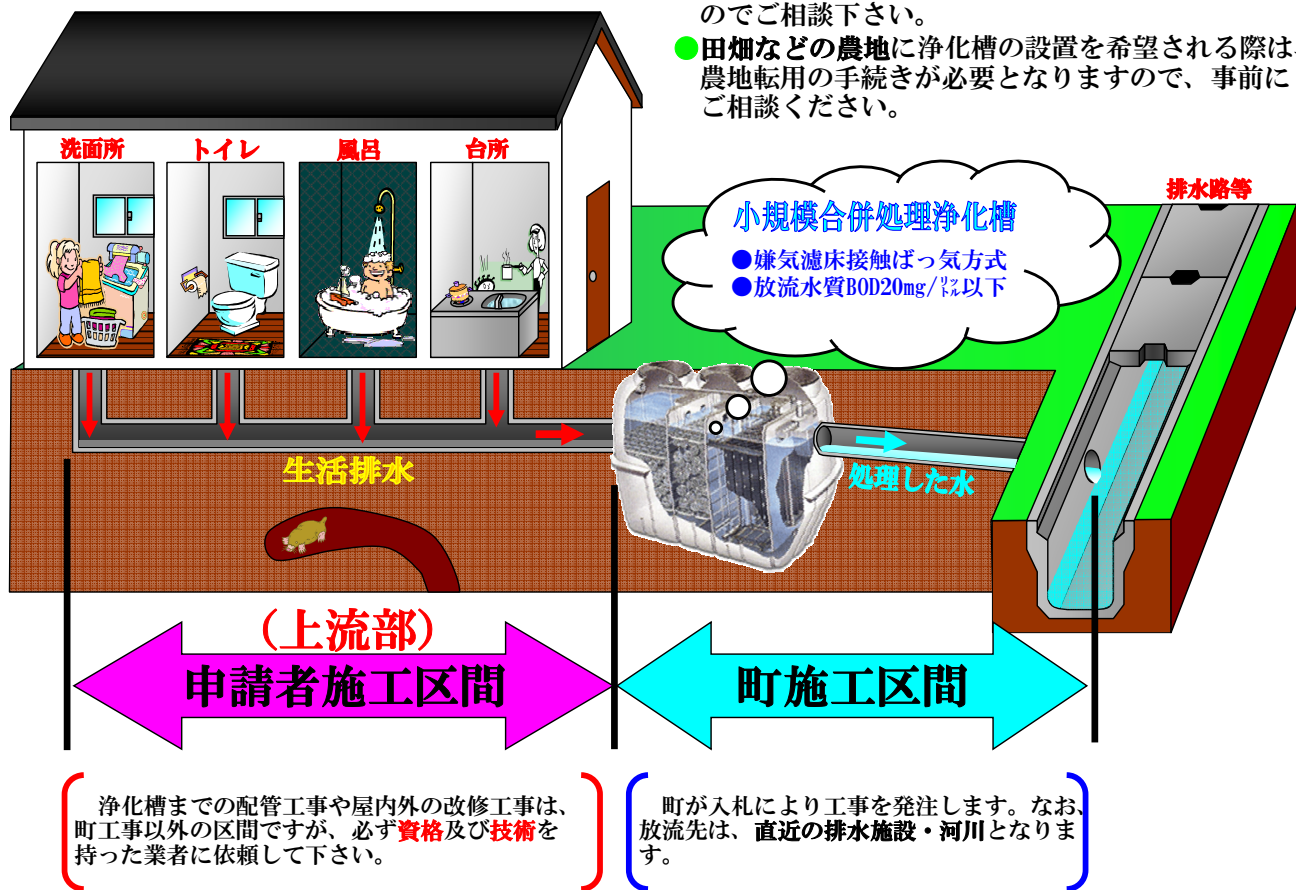


# 合併浄化槽を設置してきれいな水を流しましょう!!

浄化槽市町村整備推進事業により、町が浄化槽を設置し、維持管理も行います。

## 1. 工 事 内 容



## 2. 浄化槽の規模

| 住宅の延べ床面積(新築の場合) | 人 槽  |
|-----------------|------|
| 130㎡未満          | 5 人槽 |
| 130㎡以上          | 7 人槽 |

- ※ 2世帯住宅の場合、10人槽になります。
- ※ 既存住宅の場合、緩和措置があります。
- ※ 併用住宅の場合、計算式により算出します。

## 3. 工 事 分 担 金

- 浄化槽の規模に関係なく、1基当たりの工事分担金は100,000円です。

※ ただし、特別な場合駐車場タイプを設置した場合の工事分担金は130,000円になります。

**期限内に支払われない時は、督促と延滞金が発生して滞納処分をうけることになります。**

## 4. 浄化槽使用料

浄化槽は、微生物によって汚水を浄化する構造であり、微生物が活動しやすい環境を保つため適切な維持管理が必要となります。この維持管理費用を使用料として徴収します。

使用料は、基本料金と世帯員一人当たり 525円の合計額となります。世帯員数は4月と10月に見直します。

$$2,100\text{円 (基本料金)} + 525\text{円} \times \text{世帯員数} = \text{浄化槽使用料}$$

※浄化槽使用料は、工事完了検査後3ヶ月を経過した月から発生します。なお、最高限度額は、4,725円です。

**期限内に支払われない時は、督促と延滞金が発生して強制執行等の措置をうけることになります。**

## 5. 維 持 管 理

浄化槽の維持管理(下記の★印)については町が専門業者に委託して行います。ただし、流入管の修理  
ブローの修理・交換につきましては浄化槽使用者負担となります。

- ★隔月の保守点検及び薬品の補充・・・浄化槽法第8条
- ★年1回の汚泥引き抜き(汲み取り)・・・浄化槽法第9条
- ★法定検査(年1回)・・・浄化槽法第7条及び第11条

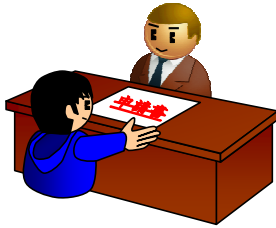
〒861-4492  
下益城郡美里町馬場1100番地  
美里町役場 中央庁舎 上下水道課  
TEL 0964-46-2117  
FAX 0964-46-3510

# 浄化槽設置事業の流れ

● 浄化槽の設置については、浄化槽市町村整備推進事業(国庫補助)をうけて行います。

注：申請前までに、上流部（申請者施工区間）の見積りを有資格業者からを取られ、十分にご検討の上申請をお願いします。

1. 浄化槽設置申請書を記入し、  
上下水道課に申請します。



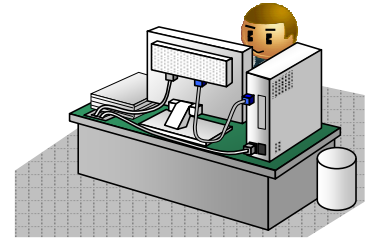
※ 申請時には、事業の説明等を行いますので、申請者本人が上下水道課へおいでいただき申請をお願いします。  
尚、家が借家の場合、家主から承諾をいただいております。また、放流先が申請者以外の土地に掛かる場合も同様です。

2. 委託会社又は役場職員により、  
現地測量を行います。



※ 測量後、浄化槽の位置、及び放流先等が変わらないよう、それまでに十分検討をさせていただきます。

3. 浄化槽設置工事の設計書を作成します。



※ 役場職員により、設計書を作成します。

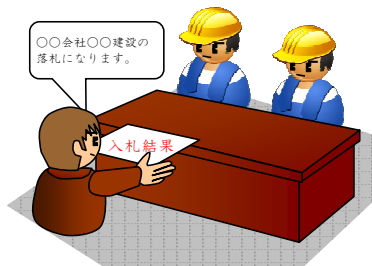
4. 浄化槽設置工事計画書と設置  
承諾書と誓約書を送付します。



※ 計画書の内容で問題なければ、設置承諾書に住所・氏名を記入し、捺印をして期日までに誓約書を添えて上下水道課まで提出して下さい。

承諾後

5. 浄化槽設置工事の入札を行います。



※ 指名競争入札で行います。

6. 浄化槽設置業者が挨拶及び工  
事の打合せに来られます。

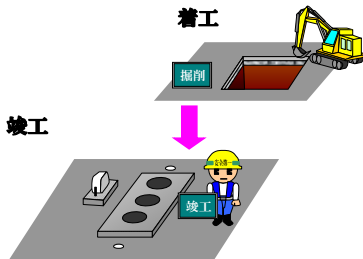


※ 施工業者と、工程等の打ち合わせをお願いします。

※ 浄化槽設置工事以外の部分の工事については個人負担になります。

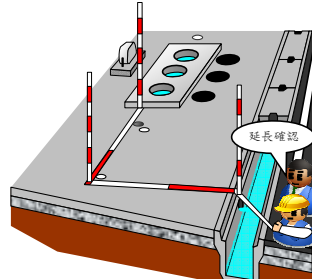
例：植木の伐採、ブロック塀の撤去、水道管の移設等

7. 浄化槽設置工事



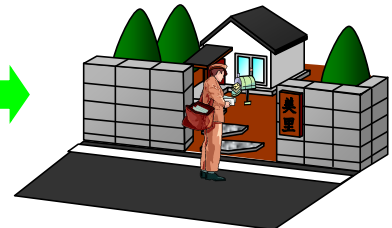
※ 浄化槽設置工事が完了後、上流部が接続されていれば、検査前であっても使用されてかまいません。  
ただし、使用されていなくても、竣工検査から3ヵ月経過後には、使用料が発生します。）

8. 役場より竣工検査を行います。



※ 検査は、浄化槽本体及び排水管について適正に施工してあるかを検査します。

9. 浄化槽設置完了通知書及び工  
事分担金納付書を送付します。



※ 通知書及び納付書が届きましたら分担金を納付して下さい。  
期日までに納付されない時は、滞納処分を受けることになります。